

○宮崎大学農学部附属農業博物館運営委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年5月15日 平成22年10月1日
平成28年3月25日

(目的)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部附属農業博物館規程第7条の2の規定に基づき、宮崎大学農学部附属農業博物館（以下「博物館」という。）運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定める。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 博物館の管理運営に関する事項
- (2) 宮崎大学農学部歴史資料室(以下「歴史資料室」という。)の管理運営に関する事項
- (3) 組織の自己点検・評価に関する事項
- (4) その他博物館及び歴史資料室に関する重要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 博物館長
- (2) 博物館専任教員
- (3) 各学科から選出された教員2人
- (4) 事務長

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、博物館長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、原則として過半数の出席がなければ開くことができない。

(代理出席)

第7条 委員に事故があるときは、代理の者が出席できるものとする。

(委員以外の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、農学部事務部において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成28年4月1日から施行する。